

# 長野市市税条例の一部改正について (令和3年度税制改正に伴うもの)

財政部 市民税課・資産税課

# 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し【個人市民税】

「個人市民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「個人市民税均等割の軽減」の判定に用いる「扶養親族」の範囲から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を除くよう改める。

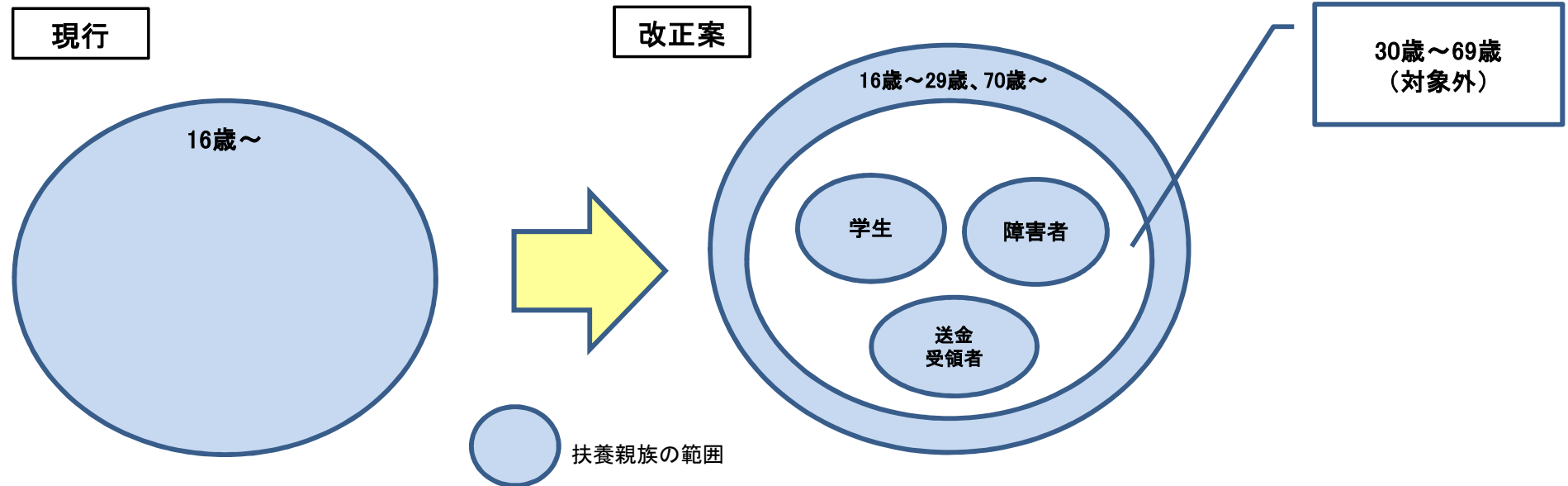
ただし、以下の者は対象にできることとする。

- (1) 留学ビザのコピーを提出した者
- (2) 障害者控除を受けている者
- (3) 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

(施行期日:令和6年1月1日)


(扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しは、令和2年度改正において法制化済み。)

## 国外居住者の扶養親族の範囲のイメージ

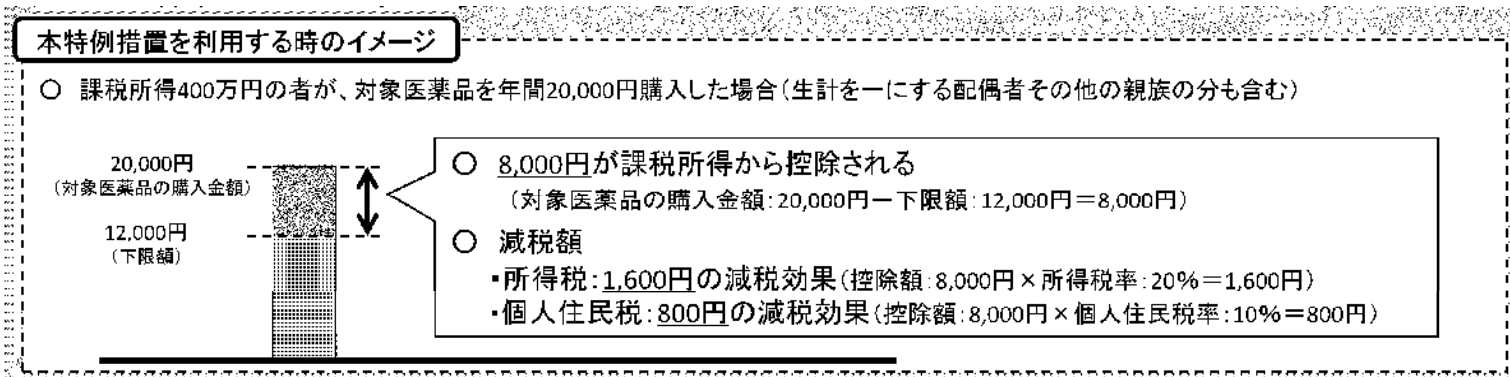


# セルフメディケーション税制の見直し 【個人市民税】

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期間を令和9年度(購入対象期間:令和8年12月31日)まで5年間延長する。  
(施行期日:令和4年1月1日)

現行制度		改正後	
購入対象期間	平成29年1月1日～令和3年12月31日まで	購入対象期間	令和4年1月1日～ 令和8年12月31日まで5年間延長
税制対象医薬品	医療機関で使用されていた医薬品のうち、医師による処方箋なしで、ドラッグストアなどの店頭販売が可能となったもの  	税制対象医薬品	税制対象となっている医薬品の成分のうち、効果が薄いものを除外し、新たに効果が著しく高いと認められるものを対象に加える。 ※ 税制対象範囲や具体的な効果検証方法等は、厚生労働省内の有識者会議で検討
必要な手続き	・取組(人間ドック等)に関する書類の添付 ・医薬品購入費の明細書	必要な手続き	・取組に関する書類の添付は不要 ・医薬品購入費の明細書

- ※ 適用要件及び所得控除額については、現行制度を踏襲
- ・健康の保持増進及び疾病への予防への取組を行っていること(人間ドック・予防接種・特定健康診査など)。
  - ・購入費用(年間10万円限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除



専決処分により市税条例の一部改正をおこなったもの  
(令和3年4月1日施行分)

# 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の特例措置の延長【個人市民税】

所得税における『控除期間13年間の住宅ローン控除の特例』が延長されることに伴い、所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除する「住宅借入金等特別税額控除」の適用期限を1年間延長する。  
 ※減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

- 住宅ローン控除の適用期限を「令和16年度」から「令和17年度」に延長
- 入居年要件を「令和3年」までから「令和4年」までに延長

## 【所得税における改正概要】

- 控除期間13年間の特例を延長し、一定の期間（※1）に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。  
 【現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで）】  
 （※1） 新築 ⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで  
 建売・中古・増改築等 ⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
- 上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行要件：50㎡以上）の住宅も対象とする。

## 【住宅ローン控除の特例の変遷】

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
〔現行〕 住宅ローン控除 ※消費税引上げ時の反動減対策として拡充	H26.4入居～	控除期間10年		R3年末までの入居
(H31改正) 住宅ローン控除の特例 ※消費税率10%引上げに伴う反動減対策		(10月1日) 税率引上げ	控除期間13年	面積要件 ⇒ 50㎡以上
(R2改正) コロナ特例 ※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化		(新築)R2.9末 までに契約	控除期間13年	
〔改正案〕 住宅ローン控除の特例の延長			(新築)R3.9末 までに契約	控除期間13年 R4年末までの入居 面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下

## 土地の負担調整措置【固定資産税・都市計画税】

### 1 現行の制度を3年間継続

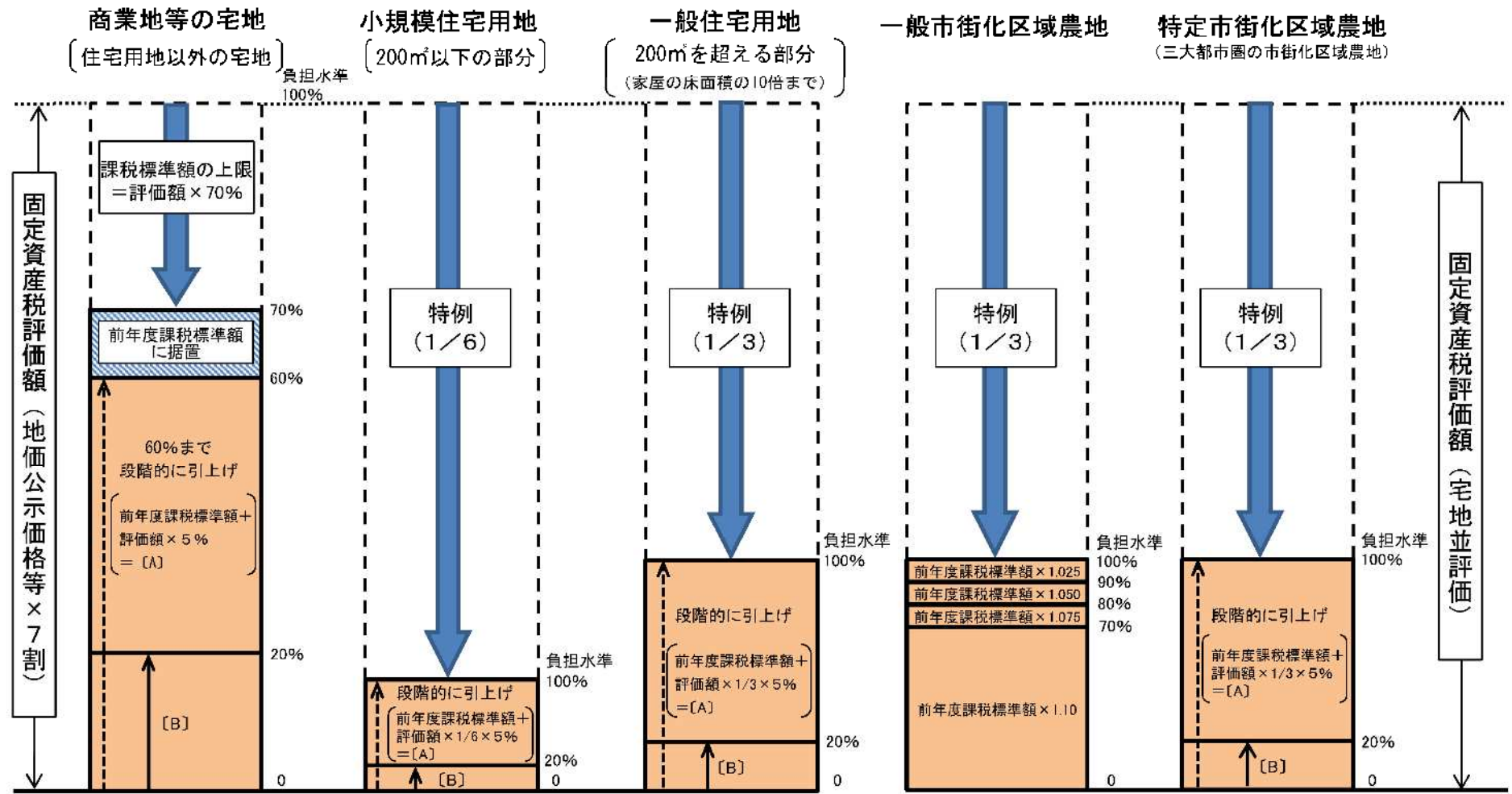
- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

### 2 令和3年度の税額が増加する土地に限り、令和2年度の税額に据え置く特例措置を講ずる

- 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

# 固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。



※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様  
 ※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準＝前年度課税標準額/当該年度評価額（×住宅用地特例率））  
 ※ [A]が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（＝[B]）

## 環境性能割の税率区分の見直し【軽自動車税】

自動車の取得時に課税される環境性能割について、燃費基準に関する要件を新たな令和12年度燃費基準とするよう税率区分を見直す。

### ○自家用乗用

【現 行】

【改正案(令和3、4年度)】

区 分		登録車	軽自動車
電気自動車等		非課税	非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	令和2年度基準 +20%達成		
	令和2年度基準 +10%達成		
	令和2年度基準	2%	1%
上記以外		3%	2%



区 分	
電気自動車等	
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	令和12年度基準 85%達成
	令和12年度基準 75%達成
	令和12年度基準 60%達成
上記以外又は 令和2年度基準未達成車	

※営業用乗用車についても、上記に準じて税率区分の見直しを行う。



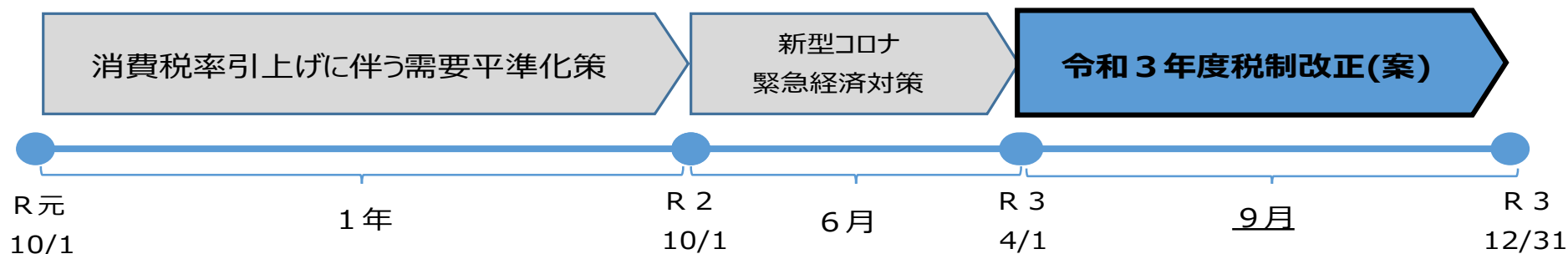
## 環境性能割の臨時的軽減の延長【軽自動車税】

環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置について、新型コロナウイルス感染症の経済への影響等を勘案し、適用期限を9月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

※減収額については、全額国費で補てん

区分(R3.4.1～)	税率	臨時的軽減
電気自動車等 令和12年度基準 85%達成 令和12年度基準 75%達成	非課税	非課税
令和12年度基準 60%達成	1.0%	非課税
上記以外又は 2020年度基準未達成車	2.0%	1.0%

### 【環境性能割の臨時的軽減の期間】



## グリーン化特例の延長と見直し【軽自動車税 種別割】

燃費目標基準の達成度に応じ、初年度の軽自動車税種別割の税率を軽減するグリーン化特例のうち、営業用乗用車及び貨物車について燃費基準の切り替えを行ったうえで2年間延長する。

○営業用乗用車について、令和12年度燃費基準に切り替え、2年延長

○貨物車について、電気自動車等に限定し、2年延長

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに取得した新車 → 令和4年度の税率を軽減
- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに取得した新車 → 令和5年度の税率を軽減

### 【現行】

軽減税率適用基準 (乗用)		軽減率
電気自動車 天然ガス自動車		75%
ハイブリッド車 ガソリン車	令和2年度 燃費基準 +30%達成車	50%
	令和2年度 燃費基準 +10%達成車	25%



### 【改正案(令和4、5年度)】

軽減税率適用基準	軽減率	自家用		営業用	
		乗用 10,800円	貨物 5,000円	乗用 6,900円	貨物 3,800円
電気自動車等 天然ガス自動車	75%	2,700円 (※)	1,300円	1,800円	1,000円
ハイブリッド車 ガソリン車	令和12年度 燃費基準 90%達成車	軽減 なし (※)	軽減 なし	3,500円	軽減 なし
	令和12年度 燃費基準 70%達成車	軽減 なし (※)	軽減 なし	5,200円	軽減 なし

※令和元年度税制改正で法制化済

令和3年度税制改正のうち、市税条例の改正を伴わないもの

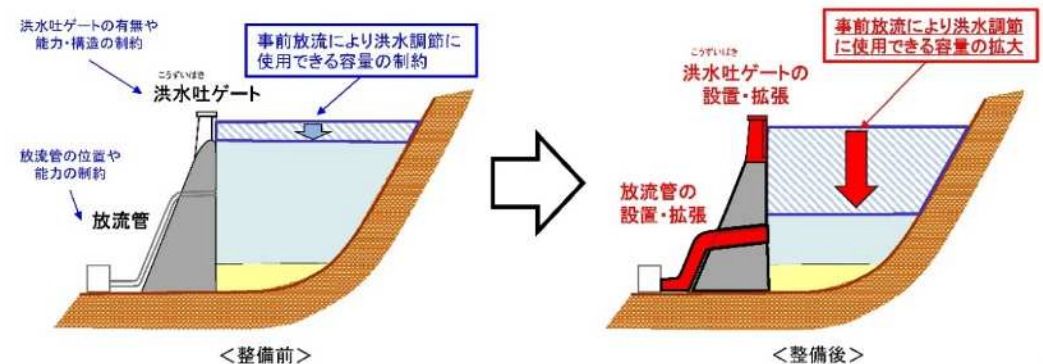
# 固定資産税の税負担軽減措置

## 1 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設

洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等により治水協定※1に位置付けられた利水ダムに整備される治水のための放流施設※2(利水に活用される部分を除く)に係る固定資産税(償却資産)の非課税措置を創設。

※1 治水協定・・・水系ごとに、河川管理者・ダム管理者・関係利水者で締結する協定で、事前放流の実施方針や緊急時の連絡体制等が定められているもの。

※2 放流施設・・・放流管・洪水吐(こうずいばき)ゲート



## 2 市町村自転車活用推進計画に基づき設置した シェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設

自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画※に位置づけられたシェアサイクル事業により、新たに整備されるシェアサイクルポートの用に供する一定の償却資産(ラック・登録機・充電器等)に係る固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置を創設。

### ○ 最初の3年度分、課税標準を3/4

令和5年3月31日までの取得分

※ 市町村自転車活用推進計画 本市：令和2年7月 策定



## 3 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る 課税標準の特例措置の適用期限の延長 (固定資産税・都市計画税)

鉄道事業者等が、その事業の用に供する鉄道施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

### ○ 固定資産税、都市計画税・最初の5年度分、課税標準を2/3

### ○ 適用期限 2年間延長



<対象駅>  
1日あたり利用者が  
3,000人以上の駅



<対象駅>

- ・1日あたり利用者が10万人以上の駅
- ・1日あたり利用者が10万人以上の駅から100km以内の駅
- ・バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想に位置付けられた駅

## 納税環境整備

### 1 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（令和5年度以後の課税分について適用）

地方税共通納税システム（※1）の対象税目に、次の税目を追加する。

現 行	追 加
個人市民税（特別徴収） 法人市民税 固定資産税（償却資産） 事業所税	固定資産税（土地・家屋） 都市計画税 軽自動車税 種別割 （自動車税 種別割（県税））

（※1） eLTAXを通じた電子納税、令和元年10月1日稼働、運営主体 地方税共同機構

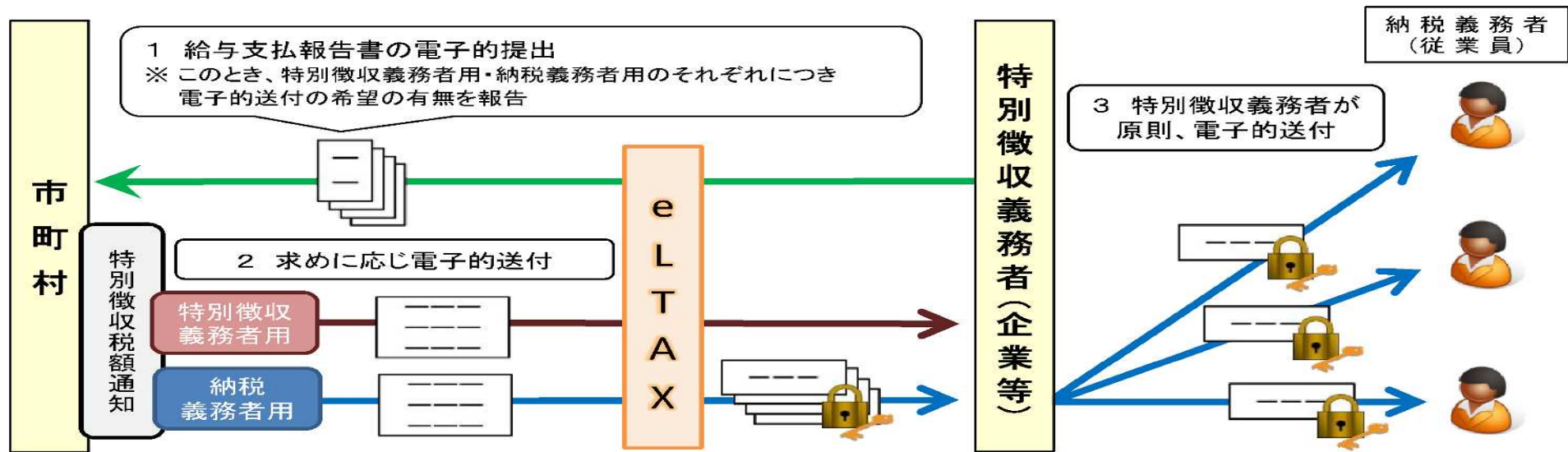
《参考》利用状況(R2. 9. 30現在)

税目	元年度(10月～3月)		2年度(4月～9月)		合計	(参考)義務者数
	件数	収入額(円)	件数	収入額(円)	件数	
個人特別徴収	288	47,514,310	914	129,605,400	1,202	11,819人(2年度)
法人市民税	154	88,726,200	357	197,192,800	511	11,454法人(2年度)
事業所税	2	21,087,800	21	39,825,000	23	730法人・人(元年度)
退職分	1	800,000	1	2,300,000	2	
合計	445	158,128,310	1,293	368,923,200	1,738	

## 2 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化（令和6年度以後の個人住民税について適用）

- ・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAXを経由して電子的に送付するものとし、特別徴収義務者は、納税義務者に当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- ・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）についても、特別徴収義務者が求めた場合、eLTAXを経由して電子的に送付するものとする。

### <電子化のイメージ>



## 3 軽自動車関手続のオンライン化（令和5年1月予定）

- ・軽自動車税 環境性能割 及び 種別割 の申告又は継続検査時の 種別割 の納税の有無の確認について、オンライン手続きにより行うことを可能とする。